

言語政策

★国事としてのフランス語★

「言語政策」とは言語と社会をめぐる選択にかかわる理論や政策であり、現実の社会などに言語政策を導入する「言語計画」と区別される。人間は何らかの原理に基づき、言語の本体（コーパス）に介入することができるし、言語の地位（ステータス）や教育における位置づけにも介入することもできる。フランスではフランス語の本体や地位へのどのような介入が行われ、また現在も行われているのだろうか。

フランス語本体への介入

言語本体への介入とは、言語の標準化、新語の取り扱い、綴字法、発音、文字などにかかわる。

フランスにおける言語政策の特色の一つは「アカデミー・フランセーズ (Académie Française)」の存在にある。この機関は1635年に国王ルイ13世と宰相リシュリューが、フランス語辞典の編集、文法の確定、修辞学教科書の作成を主な目的として創設したもので、アカデミー・フランセーズの辞典は2010年に第9版の途中まで刊行されている。この辞典はフランス語の規範をつくりあげるもので、新語が「正しいフランス語」とし

て受け入れられるか否かは、アカデミー・フランセーズの承認にかかっている。

フランス語への介入はその綴字法にも認められる。フランス語はその成立にあたり、ラテン語やギリシャ語といった語源を尊重するような綴字法を取り入れたため、発音されない文字や綴り字記号などが多く、複雑で、フランス人にとっても書き取りは容易ではない。国民教育の始まった19世紀後半から現在にいたるまで、綴字法改革はたびたび政治課題として取りあげられ、首相の意向を受けてフランス語高等評議会は1990年に綴字法の改革案を提出し、簡素化された綴字法はアカデミー・フランセーズに承認されたものの、現行の綴字法との共存のかぎりでは有効であると認められ、改革は事実上十分な効力をもたないこととなった。フランスにおいて言語問題は国事なのである。

フランス語の地位への介入

言語の地位への介入とは、ある言語を公用語などに定めることなどを意味する。

フランスにおいてフランス語が法的な地位をもつようになったのは比較的近年のことにすぎない。フランス政府は、ヨーロッパ統合の深化へ向けたマーストリヒト条約との整合性を保つため、また国内における英語の侵入に歯止めをかけるため、1992年に憲法第2条を改正し、「共和国の言語はフランス語である」との条項を付け加えた。この条項はフランス語の地位を新たに規定するものではない。これまでもフランス語のみが唯一の国語であったが、これはフランス語成立の経緯と深い関係がある。そこでフランス語の誕生からフランス語が事実上、唯一の国語となった経緯を振り返ってみたい。

フランス語の誕生は、西ローマ皇帝カール大帝の2人の孫、西フランク王国（後のフランス）の王シャルル2世禿頭王と東フランク王国（後のドイツ）の王ルートヴィヒ2世と間で842年に取り交わされた「ストラスブールの誓約」にさかのぼる。この時、二人はそれぞれ相手の言語を使用し、シャルルはゲルマン語で、ルートヴィヒはフランス語で誓約を行い、領土を確定した。この文書はフランス語最古の資料で、フランス語の起源が国境の策定作業、すなわち権力の所在に直結していることを伝えている。

その後、フランス語の形成には長い時間を必要とした。王権に支えられたオイル語は、吟遊詩人トルバドールが宮廷恋愛をうたったオック語の勢力を次第に奪い、王権の拡大とともにオイル語は正統性を獲得し、フランス語へと進化し、国内に普及した。

その後、時代は下り、フランソワ1世は1539年に「ヴェレルコトウレの勅令」を發布し、これによりフランスの言語政策は本格化する。フランソワ1世はこの勅令により、それまで法廷や公証人証書で使用されていたラテン語の使用をフランス語に置き換えるよう命じた。これは、法廷だけでなく、地域語の話されている土地にもフランス語の使用を命じる結果となった。

18世紀末のフランス革命はフランス語を重要な政治課題とした。革命議会の依頼を受けたジャコブソン派代議士グレゴワール師は「フランス語の使用を普及させる手段に関する報告書」を提出し、フランス語普及の実態を報告する。グレゴワール師によれば、当時の国内人口約2600万人のうち、15県ではパリのフランス語を使用し（1100万人）、他の県では地域語のほかにフランス語も話せる住民が300万人、かろうじて話せる住民が600万人、残りの600万人はフランス語がわからない

かったという。革命家たちは、「一つの国民、一つの法、一つの言語」をスローガンとして、地域語の撲滅と言語統一を主張した。地域語は、迷妄や無知蒙昧、さらには反革命のしるしとみなされ、この一方でフランス語は自由平等、共和主義の道具と考えられた。

しかし、フランス語によって共和主義思想を普及すると同時に地域語を追放する言語政策は遅々として進まない。1833年のギゾー法は各市町村に小学校などの設置を義務づけ、学校教育を通じたフランス語普及を図るものだったが、19世紀半ばになっても状況は好転しなかった。フランス本土でのフランス語普及に実効性が生じるのは、19世紀後半の第三共和政下でジュール・フェリーの導入した教育の義務化、無償化、非宗教化に関する教育改革によるところが大きい。この一連の改革は、フランス語による共和主義的市民の創出を狙うと同時に、それまで地域語による宗教教育を推進してきたカトリック教会の勢力を公共の場から排除することをめざしていた。フランス語は、学校教育を通じてフランス国内に次第に広まるが、その後の言語普及に重要な役割を果たしたのは第一次世界大戦時の国民の徴兵とラジオやテレビの発展であった。軍隊の指揮系統はすべてフランス語で行われたため、徴用されたフランス人はフランス語を身につけていったのである。

現代フランスの言語政策

1992年に憲法がフランス語の地位を明文化したことをうけ、1994年にはトゥーボン法とよばれる言語法が成立した。この法律は1975年制定のバリオール法を修正したもので、英語の進捗する国内情勢を懸念し、フランス語の優位性を改めて確認し、フランス国内のフランス語使用の義

務化を目的としていた。これは法令だけではなく、労使関係、消費分野、教育分野、オーディオ・ビデオ分野、学術分野に介入する。しかし憲法評議会は、テレビやラジオならびに私人の活動に使用する用語を法が決定することは、「フランス人権宣言」第11条（表現の自由）に反すると判断し、この法律の実効性は幾分弱められてしまった。この判断は、フランス社会が地域語や外国語を含む多言語社会であることを事実上認めたもので、憲法およびトウ・ボン法の推し進める単一言語主義に反した動きとなっている。その後この法律は2006年に修正され、電子媒体への介入が確認されたほかにも、輸入品にはフランス語の翻訳や説明が伴うこと、フランス国内での国際列車の運行に当たってはフランス語による案内を加えることなどが追加された。グローバル化の進む中でフランスはフランス語の擁護する一方で、多言語社会の現実をも受け止めている。

国内の言語政策は言語法だけではなく、教育分野にも関係し、「多言語主義 (Plurilingualism)」として展開している。ヨーロッパは1980年代半ばより母語プラス2言語を習得するヨーロッパ人の教育を進めており、フランスはこの多言語主義教育政策の重要な牽引役を担っており、国内の外国語教育の整備に余念がない。フランスは自国の教育制度に多言語主義を導入し、英語・フランス1言語の学習体制を実現すると同時に、英語による単一言語主義がヨーロッパを支配することを避けるよう、他国にも同じような制度を期待し、英語に加えてフランス語教育を進めるよう求め、これにより国際社会におけるフランス語の生き残りを模索している。国外におけるフランス語普及は「文化外交」(第60章参照)として展開する対外政策の一つでもあるが、実のところ国内の教育体制に通底している。

フランスの外国語教育は地域や学校の特色に応じ、多様性にかけている。2008年以降、現代

語(ラテン語やギリシャ語といった古典語をのぞいた外国語)教育は小学校1年次より導入されている。2年次より本格的な言語学習が始まり、英語に限らず8言語が提供されている。中学校での言語選択の幅はさらに増え、16の現代語(英語、ドイツ語、アラビア語、アルメニア語、中国語、スペイン語、現代ヘブライ語、イタリア語、日本語、オランダ語、ポルトガル語、ポーランド語、ロシア語、タミール語、トルコ語、ベトナム語)と11の地域語(バスク語、ブルトン語、カタルーニャ語、コルシカ語、クレオール語、ガロ語、メラネシア諸語、アルザス諸語、モーゼル諸語、オック語、タヒチ語)が提供されている。第二現代語教育は中学校2年次より実施されることが多く、これはリセ修了まで続く。そしてリセ修了と大学入学資格の二つの機能をもつバカロレアでは、必修科目としての現代語として、ヨーロッパ内外の諸言語やフランスの地域語を含めて22言語が提供されており、さらに選択科目としての第二現代語になると選択の幅はさらに広がり、45言語が提供されている。この中にはマダガスカルのマラガシ語やインドのヒンディ語のように、移民がフランスにもち込み、学校教育の取り扱っていない非領域言語も含まれている。

(西山教行)